

理事会会議資料

(平成27年度 第3回)

平成27年12月21日(月)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成27年度 第3回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成27年12月21日(月)

午前10時00分より

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. 議事録署名人選任

3. 議 事

議案第1号 会長及び副会長の互選について

議案第2号 利益相反行為及び双方代理事項にかかる会長職務代理者の選任について

議案第3号 苦情解決にかかる第三者委員の選考について

指名第1号 副会長及び理事の職務代理順位、並びに常務理事の指名について

報告第1号 指定管理事業（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家）の実施状況（4～11月分）について

報告第2号 法人後見機能発揮に向けた準備状況について

報告第3号 平成27年度上半期事業評価検討結果について

議案第1号

会長及び副会長の互選について

<提案理由>

定款第7条第1項の規定に基づき、理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任するものです。

平成27年12月21日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

平成27年12月21日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第3回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 会長及び副会長

No.	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	保立 一男	
2	副会長	今郡 利夫	
3	副会長	小島 真知子	

議案第2号

利益相反行為及び双方代理事項にかかる会長職務代理者の選任について

<提案理由>

定款第7条第5項の規定に基づき、会長個人と利益相反する行為となる事項、及び双方代理となる事項について、会長の職務を代理する理事を選任するものです。

平成27年12月21日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

平成27年年12月21日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第3回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 会長職務代理者

役職名	氏 名	備 考
副会長	今郡 利夫	

議案第3号

苦情解決にかかる第三者委員の選考について

<提案理由>

本会の第三者委員は現在2名を任命し、任期は平成28年3月31日までとなっておりますが、大湊祥志委員の退任に伴い、後任の第三者委員を、苦情解決に関する規程第12条第1項の規定に基づき、別添(案)のとおり選考しようとするものであり、ご審議の上議決願います。

平成27年12月21日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

平成27年12月21日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第3回 理事会

第三者委員選考案

No.	氏名	役職等	備考	選考結果
1	中山 照明	学識経験者	社会福祉協議会監事 (H27. 12. 21～)	

※前任者：大湊 祥志 (H20. 04. 01～H27. 12. 20)

指名第1号

副会長及び理事の職務代理順位、並びに常務理事の指名について

<提案理由>

定款第7条第3項に規定する副会長の職務代理順位、及び第4項に規定する会長、副会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する理事、並びに第8条に規定する常務理事については、いずれも会長の指名事項となっており、本理事会において指名をいただくものです。

平成27年12月21日 指名

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第3回 理事会

会長指名事項

定款に規定する職務	指名された理事
第7条第3項に規定する、会長に事故あるときその職務を代理する、あらかじめ会長の指名した副会長の職務代理順位	(1) 今郡 利夫 (2) 小島 真知子
第7条第4項に規定する、会長、副会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理する、あらかじめ会長の指名した理事	坂本 義勝
第8条に規定する、会長が指名した常務理事	坂本 義勝

報告第1号

指定管理事業（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼりの家）の実施状況（4～11月分）について

<提案理由>

標記事業は、いずれも神栖市の指定管理者（指定期間：平成26年度～30年度の5年間）として、利用料方式によりサービス提供を行っているところです。

前回の理事会では27年度前期（4月～7月）の実施状況と、新規利用者獲得に向けた対策の内容について報告致しました。その後、27年度中期（8月～11月）を終えた時点での利用実績の推移、及び収支状況に関する中間報告について報告いたします。

平成27年12月21日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第3回 理事会

障害者デイサービスセンター「のぞみ」指定管理業務の運営状況

- サービスの内容
- | | | |
|-------------|----------------------|----------|
| 1 生活介護計画の作成 | 2 食事の提供 | 3 入浴又は清拭 |
| (生活介護) | 4 身体等の介護 | 5 機能訓練 |
| 6 創作的活動 | 7 余暇活動 | 8 健康管理 |
| 9 送迎サービス | 10 利用者又は家族に対する相談及び助言 | |
- 営業日・時間
- 月～土曜日（12/31、1/01を除く） 9:30～15:30
 ※児童については特別支援学校休校日（土曜・祝日、夏休み等）のみ 9:30～15:00
- 1日の利用定員
- 20名（うち基準該当放課後等デイサービスで 障害児童5名）
- 27年度受入目標
- 13名（1ヶ月あたりの利用料収入見込 4,110,667円）
 （年間予算 49,328,000円）

○ サービス利用状況（平成27年4月～11月の実績）

	営業日数	実利用者数	延べ利用者数	1日平均利用	達成率	利用者内訳(障害支援区分別)				基準該当放課後等デイ	利用料収入
						区分3	区分4	区分5	区分6		
4月	26	26	276	10.6	81.7%	50	55	51	99	21	3,629,690
5月	26	26	268	10.3	79.3%	49	54	53	94	18	3,511,859
6月	26	24	278	10.7	82.2%	65	52	56	92	13	3,672,452
7月	27	27	304	11.3	86.6%	67	57	53	97	30	3,941,632
8月	26	26	325	12.5	96.2%	65	59	41	86	74	4,282,862
9月	26	23	275	10.6	81.4%	57	60	37	98	23	3,579,511
10月	27	24	260	9.6	74.1%	56	61	39	88	16	3,339,426
11月	25	24	242	9.7	74.5%	46	40	50	87	19	3,250,000
計	209		2,228	10.7	82.0%	455	438	380	741	214	29,207,432

※27年4月以降の新規利用契約：2件

※ " " 利用契約終了：3件

○ 利用者増強に向けての取り組み（27年8月以降。福祉作業所と合わせて実施）

- ・市障がい福祉課との打合せ会議（業務報告、利用者増強対策の検討）の月例開催による連携強化
- ・市内障害者相談支援事業所を対象とした施設見学会の実施（障がい福祉課と合同。9月30日）
- ・サービス内容を工夫し、現利用者の利用日増につなげるアプローチを継続
- ・事業所広報紙「のぞみ通信(デイサービス)」「きぼうの家(福祉作業所)」発行（毎月）
- ・その他、関係機関へのPRについては継続実施中

神栖市障害者デイサービスセンター「のぞみ」平成27年度収支状況
(4月から11月までの8ヶ月間分)

1 収入

区 分	年間予算	8ヶ月予算	摘要 (内訳)	4~11月実績	予算-実績	執行率
利用料(生活介護)	45,225,000	30,150,000	介護報酬及び利用者負担金	25,919,770	4,230,230	86.0%
利用料(児童)	4,103,000	2,735,000		3,287,662	-552,662	120.2%
指定管理料	4,868,000	3,245,000	市より(指定2年次分)	3,245,000		100.0%
社会福祉事業繰入金	1,000	0	社協本部からの資金繰り入れ			
福祉作業所繰入金	2,000,000	1,333,000	作業所からの資金繰り入れ		1,333,000	
収入合計	56,197,000	37,463,000		32,452,432	5,010,568	86.6%

2 支出

区 分	年間予算	8ヶ月予算	摘要 (内訳)	4~11月実績	予算-実績	執行率
人件費	51,555,000	34,371,000		31,464,562	2,906,438	91.5%
給与	31,797,000	21,198,000	職員俸給、諸手当	21,123,123	74,877	99.6%
賞与	3,471,000	2,314,000	期末・勤勉手当、処遇改善手当	2,012,570	301,430	87.0%
共済費	6,633,000	4,422,000	法定福利費、福利厚生、退職掛金	3,391,587	1,030,413	76.7%
賃金	9,649,000	6,433,000	非常勤職員給与	4,925,082	1,507,918	76.6%
旅費交通費	5,000	4,000	職員旅費	12,200	△ 8,200	305.0%
需用費(事務費)	2,720,000	1,812,000		1,796,697	15,303	99.2%
消耗品費	585,000	390,000	消耗品、図書、保健衛生費、活動費	259,219	130,781	66.5%
燃料費	964,000	643,000	車両維持費(保険代除く)、燃料費	870,684	△ 227,684	135.4%
印刷製本費	13,000	8,000	印刷製本費		8,000	
修繕費	22,000	14,000	修繕費	26,244	△ 12,244	187.5%
賄材料費	1,136,000	757,000	給食費	640,550	116,450	84.6%
役務費	731,000	487,000		302,593	184,407	62.1%
通信運搬費	103,000	68,000	電話、郵便料金	13,753	54,247	20.2%
保険料	599,000	400,000	賠償補償保険、自動車任意保険	272,094	127,906	68.0%
手数料	29,000	19,000	事務手数料	16,746	2,254	88.1%
委託費・賃借料・備品等	870,000	579,000		473,822	105,178	81.8%
業務委託費	310,000	206,000	嘱託医、検便代、車検費用	205,982	18	100.0%
賃借料	560,000	373,000	コピー料、事務賃借料、リネン代	267,840	105,160	71.8%
その他の支出	321,000	214,000		7,800	206,200	3.6%
社会福祉事業繰出金		0	社協本部への繰り出し			
その他の支出	1,000	1,000		7,800	△ 6,800	780.0%
予備費	320,000	213,000			213,000	
支出合計	56,197,000	37,463,000		34,045,474	3,417,526	90.9%

3 収入実績-支出実績 (12月以降へ繰越)

△ 1,593,042

福祉作業所「きぼうの家」指定管理業務の運営状況

- サービスの内容
- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1 生活介護(就労継続支援B型)計画の作成 | 2 食事・排泄等の介護 |
| (生活介護) | 3 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練 |
| (就労継続支援B型) | 4 創作的活動 |
| 5 就労の機会の提供及び生産活動 | 6 生活相談 |
| 7 送迎サービス | 8 健康管理 |
| 9 その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言 | |

- 営業日・時間 月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く） 9:00～15:00

- 1日の利用定員 生活介護：10名／日。 就労継続支援B型：20名／日。 計 30名／日。

- 27年度受入目標 生活介護：6名／日。 就労継続支援B型：15名／日。 計 21名／日。
 （1ヶ月あたりの利用料収入見込 2,527,250 円）
 （年間予算 30,327,000 円）

- サービス利用状況（平成27年4月～11月の実績）

	営業日数	実利用者数	延べ利用者数		日平均利用		達成率		利用料収入	
			生活介	計	生活介	計	生活介	計	生活介	計
			就労継		就労継		就労継		就労継	
4月	21	10	141	432	6.7	20.6	111.9%	98.0%	1,034,070	2,764,910
		16	291		13.9		92.4%		1,730,840	
5月	18	10	117	368	6.5	20.4	108.3%	97.4%	993,248	2,451,538
		16	251		13.9		93.0%		1,458,290	
6月	22	10	152	428	6.9	19.5	115.2%	92.6%	1,120,880	2,758,890
		17	276		12.5		83.6%		1,638,010	
7月	22	10	156	437	7.1	19.9	118.2%	94.6%	1,138,170	2,807,140
		16	281		12.8		85.2%		1,668,970	
8月	21	10	135	391	6.4	18.6	107.1%	88.7%	996,270	2,515,690
		15	256		12.2		81.3%		1,519,420	
9月	19	10	112	348	5.9	18.3	98.2%	87.2%	816,980	2,221,950
		16	236		12.4		82.8%		1,404,970	
10月	21	10	147	410	7.0	19.5	116.7%	93.0%	1,080,030	2,639,180
		15	263		12.5		83.5%		1,559,150	
11月	19	10	127	345	6.7	18.2	111.4%	86.5%	934,700	2,231,100
		15	218		11.5		76.5%		1,296,400	
計	163		1,087	3,159	6.7	19.4	111.1%	92.3%	8,114,348	20,390,398
			2,072		12.7		84.7%		12,276,050	

※27年4月以降の新規利用契約：3件（生活介0、就労継3）

※ " 利用契約終了：2件（生活介0、就労継2）

神栖市福祉作業所「きぼうの家」平成27年度収支状況

(4月から11月までの8ヶ月間分)

1 収入

区 分	年間予算	8ヶ月予算	摘要 (内訳)	4～11月実績	予算－実績	執行率
介護給付費 (生活介護)	11,180,000	7,453,000	介護報酬及び利用者負担金	8,114,348	△ 661,348	108.9%
介護給付費 (就労B型)	19,147,000	12,765,000	介護報酬及び利用者負担金	12,276,050	488,950	96.2%
指定管理料	2,397,000	1,598,000	市より(指定2年次分)	1,598,000	0	100.0%
その他 (事業収入)	1,503,000	1,002,000	制作物や農作物の売上、内職収入等	913,265	88,735	91.1%
その他 (参加費収入)	144,000	96,000	社会見学時等に利用者から徴収	11,500	84,500	12.0%
収入合計	34,371,000	22,914,000		22,913,163	837	100.0%

2 支出

区 分	年間予算	8ヶ月予算	摘要 (内訳)	4～11月実績	予算－実績	執行率
人件費	26,014,000	17,343,000		16,263,896	1,079,104	93.8%
給与	13,947,000	9,298,000	職員俸給、諸手当	9,362,808	△ 64,808	100.7%
賞与	2,327,000	1,551,000	期末・勤勉手当、処遇改善手当	1,229,829	321,171	79.3%
共済費	3,310,000	2,207,000	法定福利費、福利厚生費、退職掛金	1,670,581	536,419	75.7%
賃金	6,385,000	4,257,000	非常勤職員給与	3,995,678	261,322	93.9%
旅費交通費	45,000	30,000	職員旅費	5,000	25,000	16.7%
需用費 (事務費)	2,497,000	1,665,000		1,574,336	90,664	94.6%
消耗品費	946,000	631,000	消耗物品、図書、器具費、活動費	456,940	174,060	72.4%
燃料費	668,000	445,000	車両費(車検、保険代除く)、燃料費	621,490	△ 176,490	139.7%
印刷製本費	4,000	3,000	印刷製本費		3,000	
光熱水費	738,000	492,000	電気料金、ストーブ用灯油代	492,906	△ 906	100.2%
修繕費	129,000	86,000	作業用マシン、耕耘機等の修繕費用	3,000	83,000	3.5%
賄材料費	12,000	8,000	会議等賄い		8,000	
役務費	673,000	449,000		276,954	172,046	61.7%
通信運搬費	208,000	139,000	電話、郵便料金	87,702	51,298	63.1%
保険料	447,000	298,000	賠償補償保険、自動車任意保険	189,252	108,748	63.5%
手数料	18,000	12,000	利用料金口座振替手数料		12,000	
委託費・賃借料・備品等	1,147,000	764,000		798,691	△ 34,691	104.5%
業務委託費	608,000	405,000	嘱託医、機械警備、請求ソフト保守	405,190	△ 190	100.0%
賃借料	539,000	359,000	コピー料、事務賃借料	393,501	△ 34,501	109.6%
その他の支出	4,040,000	2,693,000		631,590	2,061,410	23.5%
利用者工賃	965,000	643,000	作業実績に応じた利用者への配分	623,050	19,950	96.9%
社会福祉事業繰出金	906,000	604,000	社会福祉協議会事業財源への繰出		604,000	
デイサービス事業繰出	2,000,000	1,333,000	デイサービス事業財源への繰出し		1,333,000	
その他の支出	169,000	113,000	雑支出、予備費	8,540	104,460	7.6%
支出合計	34,371,000	22,914,000		19,545,467	3,368,533	85.3%

3 収入実績－支出実績 (12月以降へ繰越)

3,367,696

報告第2号

法人後見機能発揮に向けた準備状況について

<提案理由>

認知症や知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送るため保護、支援する「成年後見制度」の利用ニーズに応えるため、本会が「法人後見」の機能を担うための準備を、平成27年度事業計画に基づき進めております。

具体的には平成27年7月より「(仮称)福祉後見サポートセンター設置検討委員会」を発足し、これまで2回委員会を開催しました。

委員会の開催状況と、検討の内容について、関連資料(別添)とあわせ報告いたします。

平成27年12月21日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第3回 理事会

法人後見機能発揮に向けた準備状況報告書

1. (仮称) 福祉後見サポートセンター設置検討委員会の開催状況及び今後の予定

開催日	内容	出席者
平成 27 年 8 月 4 日	第 1 回検討委員会 委嘱状交付 (委員 10 名) ・委員長及び副委員長の互選 (委員長: 鈴木善作委員、副委員長: 今郡利夫委員) ・本市における権利擁護の現状、検討委員会のスケジュールについて ※ 8 月理事会で進捗状況報告	委員 9 名
11 月 6 日	第 2 回検討委員会 ・センターの業務内容、サービスの対象者について ・センターの運営体制、財源について ※ 12 月理事会で進捗状況報告	委員 8 名
平成 28 年 2 月●日 開催予定	第 3 回検討委員会 ・最終協議について ※ 3 月の理事会、評議員会に最終案上程	—

2. 第 2 回検討委員会での協議内容

(1) 設置に向けた基本的な方針について

本会は、これまで展開してきた地域福祉事業や「日常生活自立支援事業」において判断能力の不十分な方々の権利を護ってきた経験を活かし、成年後見制度における「法人後見受任事業」を実施し、総合的な権利擁護機能を有する「福祉後見サポートセンターかみす」を開設します。

本会が法人後見受任事業の対象とするのは、身上監護を中心とする福祉的な見地から法人後見が必要となる「市長申立をした方、生活保護や低所得世帯など十分な資力がない方、日常生活自立支援事業の利用者」などで他に適切な成年後見人等が得られない方です。

そうした方々の権利を擁護するとともに、権利が損なわれないように相談に応じるなど、住み慣れた地域において安心して日常生活が送れるように、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用相談支援事業をはじめ、安定的・継続的に法人後見受任事業が展開できるように以下の点に留意し、適正な運営に資するとともに、中立公正な団体として権利擁護の視点に立った地域の総合的支援体制を構築します。

- ・福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などに不安を抱える住民にとって最善の方策となるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度を重層的に活用できる仕組みとします。
- ・福祉関係行政機関（社会福祉課、地域包括支援課、障がい福祉課等）との緊密な関係の下での総合的なセンター運営をします。
- ・各種専門団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）や社会福祉関係団体（福祉サービス事業所、NPO、ボランティア等）との連携・協力を図り相談者の生活全般に渡る総合的支援を提供します。
- ・本センターの運営の仕組みや提供されるサービス内容等をチェックし運営の適正化を図るために第三者性を有する審議・監査を行う部門を設置します。

(2) センターの業務内容、対象者について

①成年後見制度利用相談支援

- ・成年後見を必要とする方や申立をしようとする方に対する、制度を利用しやすくするための業務を実施します。相談・助言、情報提供、申立手続き支援、市長申立時の市担当課への支援調整をします。

②普及啓発

- ・成年後見制度利用促進のための広報・普及活動を実施します。

③日常生活自立支援事業

- ・認知症高齢者、知的・精神障害等により、判断能力が不十分な方と本会、茨城県社会福祉協議会の三者契約により「福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス、日常生活の事務手続きサービス」の支援を実施します。
- ・日常生活自立支援事業の利用対象者は、神栖市内に在住する認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分で日常生活を営む上で支障があり、親族等の支援を受けることができない方です。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。また、この事業は利用者本人と契約によりサービス提供が行われるため、判断の能力が著しく低下し、契約を結べない方は成年後見制度を利用することにより、後見人等（後見人、補佐人、補助人）と社会福祉協議会の契約により日常生活自立支援事業との併用ができます。ただし、その場合、茨城県社会福祉協議会の契約締結審査会に諮ることや、併用の期限、後見人等が遠方である場合等の条件を考慮して判断します。

④成年後見制度法人後見受任事業

- ・他に適切な成年後見人等（候補者）が得られず、十分な資力がなく、判断能力が不十分な高齢者、障害者等で法定後見（補助、補佐または後見）開始の審判を受けた被後見人等に対する身上監護と日常的な財産管理を中心とした後見事務を実施します。家庭裁判所より成年後見人等に選任された場合は家庭裁判所の審判に付与された権限の範囲内で、被後見人等の意思を尊重し、心身の状況及び生活の状況に配慮し、成年後見人等の業務を適正に行います。
- ・成年後見人等の業務を受任する対象者は、神栖市内に在住する方であって身上監護と日常的な金銭管理が中心で以下の事由に該当する方とします。
 - ・市長申立をした方で、他に適切な成年後見人等（候補者）が得られない方
 - ・生活保護若しくは住民税非課税世帯など十分な資力がなく、他に適切な成年後見人等（候補者）が得られない方
 - ・日常生活自立支援事業の利用者
 - ・本事業の利用を希望する方またはその親族等が、本会を成年後見人等（候補者）として、強く希望し、審査の結果、適切と認められた方

(3) センターの運営体制等について

①名称

「福祉後見サポートセンターかみす」

②職員体制

成年後見人等は本会が受任しますが、具体的な後見業務は、法人の職員が行います。職員は本会事務局内に常勤配置され、専門的な知識を有し、後見計画の策定や特に重要な法律行為を行う「専門員」と、非常勤配置され、日常的な金銭管理や身上監護等の後見業務を行う「生活支援員」が連携して行います。

専門員 3名（正職員兼務）

生活支援員 4名（非常勤職員）

※現在、生活支援員は、日常生活自立支援事業の業務を支援計画の内容に基づいて、専門員の指示に従い月に2～3日程度非常勤雇用職員の身分で業務を行っています。センター設置後は日常生活自立支援事業のみならず成年後見制度の法人後見受任事業など多岐にわたることから将来的に受任件数が増加し時には、専門性を高め、日常的な金銭管理や身上監護等の後見業務を専門員と連携し支援員が行うように移行します。

③センターの意思決定・監督機能

第三者性を確保した上で運営の適正化を図ることを目的に、法人後見人受任の可否を審査する部門と監査部門を設置します。

【法人後見受任審査会】

法人後見受任審査会では、水戸地方家庭裁判所麻生支部や神栖市地域包括支援課等から法人後見受任の依頼があった場合、受任の可否を審議し本会会長に助言します。

構成員	司法関係者、医療関係者、社会福祉関係者
所掌事項	法人後見等の受任及び辞任の可否に関する助言・指導
開催頻度	法人後見受任審査の必要に応じて随時開催

【権利擁護事業運営委員会】

権利擁護事業運営委員会では、日常生活自立支援事業及び法人後見受任事業等、権利擁護事業全般に係る指導・助言や財産管理状況の監査を実施します。法人後見の利用者は本会が運営する各種社会福祉サービスの利用を希望した等、利益相反の問題が生じる恐れがある際には、権利擁護事業運営委員会の審査を受け、利用者の利益を守るための最善の方法を検討します。

構成員	司法関係者、医療関係者、社会福祉関係者、行政関係者、学識経験者等
所掌事項	・センターの運営方針の検討・助言 ・日常生活自立支援事業利用者生活支援に関する助言・指導 ・被後見人等の生活支援（利益相反等の課題を含む）に関する助言・指導 ・日常生活自立支援事業に関する金銭管理の監督 ・法人後見受任事務等に関する財産管理の監督
開催頻度	概ね年2回

(4) 財源について

運営に関わる財源は、日常生活自立支援事業における県社協委託金及び利用料を充てるとともに、後見報酬、後見利用支援事業収入、市補助金（神栖市社会福祉法人運営費助成金）、寄付金等とします。

神栖市社会福祉協議会 福祉後見センター 年間収支積算書

収 支 積 算 の 前 提 条 件	専門員 3名（正職員兼務） 支援員 4名（臨時職員）
	【日常生活自立支援事業】
	利用 15件（生活保護受給者 6名） 支援員による見守り 30回/月（利用者 1名につき 2回/月） 利用料は、原則として利用者が負担します。（生活保護受給者は公費負担のため免除）
	・福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス 1時間あたり 1,100円 ・書類等預かりサービス 1ヶ月当たり 500円 ※支援中の移動に係る交通費の実費負担も有り
	【成年後見制度法人後見受任事業】
後見受任件数 2件（成年後見利用支援事業の利用が可能な方）	
後見報酬（月額） 18,000円	
専門員による見守り 4回/月（利用者 1名につき 2回/月）	
後見報酬は、報酬付与申立後水戸家庭裁判所が決定する額とします。	

【日常生活自立支援事業】

収 入		
項 目	内 容	収入額
県受託金	茨城県社会福祉協議会より事務費として	590,000 円
利用料	1,100円×2回/月×12月×9名、交通費（1キロ当37円）	316,000 円
合 計		906,000 円

支 出		
項 目	内 容	所要額
人件費（兼務 1名）	（常勤換算0.04）職員給与、諸手当、法定福利費	454,000 円
賃金（臨時職員 4名）	1,000円×2回/月×12月×15名、交通費	423,000 円
消耗品費	コピー用紙、事務用品	3,000 円
通信運搬費	郵便料金	8,000 円
手数料、雑費	口座振替手数料	7,000 円
賃借料	銀行貸金庫	7,000 円
印刷製本費	説明会会資料	2,000 円
損害保険料	保険料	2,000 円
合 計		906,000 円

【法人後見受任事業】

収 入		
項 目	内 容	収入額
後見報酬	18,000円×12月×2名=432,000円 ※報酬付与申立は12ヶ月以上の活動を必要とするため初年度収入は見込めない	0 円
社協会費	市内住民、法人等が加入	324,000 円
寄付金		100,000 円
合 計		424,000 円

支 出		
項 目	内 容	所要額
人件費（兼務 2名）	受任件数が増加するまで法人本部より支出	0 円
会議費	委員費用弁償 受任審査会 2回、運営委員会 2回	300,000 円
諸謝金	研修会講師謝礼	20,000 円
旅費交通費	研修会参加旅費	15,000 円
研修費	研修会参加費	30,000 円
消耗品費	コピー用紙、事務用品	3,000 円
通信運搬費	郵便料金	12,000 円
手数料、雑費	口座振替手数料	4,000 円
賃借料	銀行貸金庫	7,000 円
印刷製本費	リーフレット、研修会資料	32,000 円
損害保険料	保険料	1,000 円
合 計		424,000 円

報告第3号

平成27年度上半期事業評価検討結果について

<提案理由>

事業評価検討は、住民ニーズに立脚した事業展開度合いの達成度検証、住民、行政との協働システムの構築、職員の資質向上を目的に、平成9年度より実施しているものです。

本年度は「第四次地域福祉活動計画(計画期間:平成27年度から31年度までの5年間)」の実施計画に掲げた重点項目に沿って上半期の目標達成度合いを評価するとともに、事業推進上の課題を整理し、その解決方法について、事務局内で検討を行いました。別添資料「第四次地域福祉活動計画重点項目 進行管理表」の提出をもって報告いたします。

なお、下半期事業を含めた年間の事業総括につきましては、1月に実施予定の「利用者アンケート」の結果とあわせ、事業報告書としてまとめる予定です。

平成27年12月21日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第3回 理事会

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

●定款、規程

<定款>

（役員の数）

第6条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 18名

（2）監事 3名

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（会長、副会長の選任及び理事の代表権）

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任する。

2 会長のみがこの法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 会長、副会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が順次にその職務を代理する。

5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

（常務理事）

第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

（役員任期）

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

（役員報酬等）

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、費用弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

（理事会）

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

＜ 苦情解決に関する規程（平成19年8月21日施行） ＞

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法第82条の規定に基づき、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が提供する福祉サービスについて、利用者等からの相談又は苦情の申し出を円滑・円満に解決するため必要な事項を定めるものとする。

（相談・苦情解決体制）

第4条 相談又は苦情の解決を図るため、次を置く。

- (1) 苦情受付担当者（以下「担当者」という。）
- (2) 苦情解決責任者（以下「責任者」という。）
- (3) 第三者委員

（担当者の職務）

第6条 担当者は申出人からの相談・苦情を随時受け付けるものとし、その際、相談・苦情内容、利用者の意向等の確認を行い、様式1号について記録を行う。

3 担当者は受け付けた相談・苦情を責任者に報告し、責任者は第三者委員に報告する。ただし、申出人が第三者委員への報告を要しない旨の意思表示のある場合を除く。

（第三者委員）

第12条 第三者委員は、相談・苦情解決を図ることができる者で、信頼性を有する者の中から理事会が選考し、会長が任命する。

- 2 第三者委員は、中立、公正の確保のため7名以内とし、相談あるいは、苦情解決の実効性と客観性を高めるものとする。
- 3 第三者委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 第三者委員の報酬は、無報酬とする。ただし、中立性が客観的に確保できない場合にあって、本会からの相談・苦情解決のため要請に応じたときは、旅費を支給する。この場合、本会定款第2章第11条、役員報酬等の項を準用する。

（第三者委員の職務）

第13条 第三者委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 担当者から責任者を経て受け付けた相談・苦情内容の報告聴取
- (2) 相談・苦情内容の報告を受けた旨の申出人への周知
- (3) 申出人からの相談・苦情の直接受付
- (4) 申出人への助言
- (5) 本会への助言
- (6) 申出人と責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- (7) 責任者からの相談・苦情に係わる事案の改善状況等の報告聴取
- (8) 日常的な状況把握と意見傾聴
- (9) 茨城県福祉サービス運営適正化委員会からの事情調査、斡旋、及び必要と認める状況把握に関すること

（相談・苦情内容の連絡、周知）

第14条 第三者委員は、前条第1号により相談・苦情を受け付けた場合は、内容を確認するとともに、申出人に対して報告を受けた旨を様式3号により通知する。

2 第三者委員は直接相談・苦情を受けた場合、内容等を責任者及び担当者へ連絡する。担当者は、第6条により処理する。

●社会福祉法

(理事の代表権)

第38条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(利益相反行為)

第39条の4 社会福祉法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

第82条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

●民法

(自己契約及び双方代理)

第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。